

医療法人事業報告書等届

6年7月18日

静岡県知事 鈴木康友 様

医療法人社団健榮会

静岡県駿東郡清水町久米田159番地の4

理事長 遠藤 隆

5年度
2/期

の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第32条の6第1号に掲げる者と同条第2号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第33条の2第1号及び第2号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第33条の2第3号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キヤッショ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であつて社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団健奨会

① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県駿東郡清水町久米田 159 番地の4

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成15年12月4日

(4) 設立登記年月日 平成15年12月12日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	遠藤 隆	管理者
理事	遠藤 純子	
同	遠藤 武子	
同	植木 水鈴季	
同	遠藤 綾	
幹事	安田 新平	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第4.2条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第4.2条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第4.6条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第4.6条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	遠藤クリニック 診療所	1310210	静岡県駿東郡清水町久 米田 159 番地の4	一般病床 11床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、
その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれ
ぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載する
こと。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|-----------|---------------------|
| 令和5年7月11日 | 令和4年度決算の決定 |
| 令和6年5月31日 | 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 令和6年5月31日 | 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定 |

様式2

法人名 医療法人社団健奨会
 所在地 静岡県駿東郡清水町久米田159番地の4

※医療法人整理番号

財産目録

(令和6年5月31日現在)

1. 資産額	53,537千円
2. 負債額	117,808千円
3. 純資産額	△ 64,271千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	36,440
B 固定資産	17,097
C 資産合計 (A+B)	53,537
D 負債合計	117,808
E 純資産 (C-D)	△ 64,271

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団健奨会
 所在地 静岡県駿東郡清水町久米田159番地の4

※医療法人整理番号

--	--	--	--

貸 借 対 照 表

(令和6年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	36,440	I 流動負債	82,984
II 固定資産	17,097	II 固定負債	34,824
1 有形固定資産	16,341	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	745	負債合計	117,808
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	10	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	5,000
		II 積立金	△ 69,271
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 64,271
資産合計	53,537	負債・純資産合計	53,537

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団健奨会
 所在地 静岡県駿東郡清水町久米田159番地の4

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	154,148
2 事業費用	175,673
本来業務事業損失	△ 21,524
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事 業 損 失	△ 21,524
II 事業外収益	32,233
III 事業外費用	1,806
	8,902
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	8,902
法 人 税 等	71
当 期 純 利 益	8,831

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団姫楽会

所在地 常岡県東郡清水町久米田159番地の4

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	遠藤 隆	医師	当法人理事長	金銭の借入	4,687	借入金	17,288
役員	遠藤 武子	会社員	当法人理事	金銭の借入	15,500	借入金	5,950

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監事監査報告書

医療法人社団健奨会

理事長 遠藤 隆 殿

私は、医療法人社団健奨会の令和5会計年度（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年7月16日

医療法人社団健奨会

監事 安田 新平

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。